本号で公布された法令のあらまし

◇**特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二三四号）（経済産業省）

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二〇年法律第七四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二二年一二月一七日とすることとした。

◇**割賦販売法施行令の一部を改正する政令**（政令第二三五号）（経済産業省）

1　包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者に対し報告又は資料の提出を命ずることができる事項を、支払可能見込額調査に関する事項等とすることとした。（第三一条関係）

2　この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二〇年法律第七四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二二年一二月一七日）から施行することとした。

政　令

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三十四号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年十二月十七日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**

総務大臣　片山　善博
法務大臣　仙谷　由人
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫

割賦販売法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三十五号

割賦販売法施行令の一部を改正する政令

内閣は、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第四項中第七号を第九号とし、第一号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　法第三十条の二第一項本文の規定による調査に関する事項

二　当該包括信用購入あっせん業者が行うカード等の交付若しくは付与又は当該カード等に係る極度額の増額に関する事項

第三十一条第五項中第九号を第十一号とし、第一号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査に関する事項

二　当該個別信用購入あっせん業者が行う個別信用購入あっせん関係受領契約の締結に関する事項

第三十一条第六項中「法第三十条の五の二に規定する措置の実施状況」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第三十条の二第一項本文の規定による調査に関する事項

二　当該包括信用購入あっせん業者が行うカード等の交付若しくは付与又は当該カード等に係る極度額の増額に関する事項

三　法第三十条の五の二に規定する措置の実施状況

第三十一条第七項中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査に関する事項

二　当該個別信用購入あっせん業者が行う個別信用購入あっせん関係受領契約の締結に関する事項

附　則

この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十二月十七日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**

経済産業大臣　大畠　章宏

省　令

○厚生労働省令第百二十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第五号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の九第二項第一号イ(1)中「二十五歳以上」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に労働者を三箇月以内の期間を定めて雇い入れた事業主に対する当該雇入れに係る若年者等正規雇用化特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）を実施するため、家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令の一部を改正する省令

家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令（平成十三年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

表中「東京都中央区京橋一丁目十九番八号」を「東京都中野区本町四丁目三十八番十三号」に、「財団法人日本軽種馬登録協会（昭和四十六年七月一日に財団法人日本軽種馬登録協会という名称で設立された法人をいう。）」を「財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（平成五年四月十六日に財団法人競馬国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。